

法人設立の知識

(株式会社・合同会社)



講師：行政書士 石山 純恵

監 修：練馬ビジネスサポートセンター

1

3つのポイント

- 1、設立前の基礎知識
- 2、法人登記の手順
- 3、設立で困ったら・・・

2

設立前の基礎知識

- 1、設立の多い法人形態
- 2、設立費用

3

1、設立の多い法人形態は2つ



株式会社

- ・将来は複数人の役員で経営したい。
- ・外部から投資して欲しい。
- ・人を多く雇って事業を拡大したい。

合同会社

- ・役員は少人数にとどめたい。
- ・外部の株主に意見を言われたくない。
- ・仲間や家族と事業をしたい。

4

2、設立費用の違い

定款（ていかん）
→ 法人のルールを決めたもの

株式会社

- ・定款に貼る印紙代：4万円※
 - ・定款認証費用：5万円
 - ・登録免許税：15万円
- 合計：24万円

合同会社

- ・定款に貼る印紙代：4万円※
 - ・登録免許税：6万円
- 合計：10万円

※定款は「電子定款」だと印紙代が、0（ゼロ）円

※定款の謄本が必要な場合は、別途費用がかかります。
→ 定款を手元に残しておくため。

5

法人登記の手順

- 1、登記とは？
- 2、登記の前に決めること
- 3、印鑑の作成
- 4、定款の作成と認証
- 5、資本金の払い込み
- 6、登記に必要な書類の作成と登記申請

6

1、法人登記とは？

登記とは？

法務局に会社の概要を登録して、
一般に公表することです。

本店の住所によって、法務局が決まります。

(例) 練馬区が本店の場合

「東京法務局 練馬出張所」

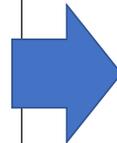
〒179-8501 練馬区春日町5-35-33

登記電話案内室：03-5318-0261

7

2、登記の前に決めること

- ①商号（社名）
 - ②本店所在地
 - ③発起人
 - ④取締役や社員
 - ⑤事業目的（事業内容）
 - ⑥資本金の額
 - ⑦事業年度
- など



定款（ていかん）
の記載事項に
なります。

8

2、登記の前に決めること

①商号

商号（社名）は
同一所在地に同一の商号の登記はできません。

法務局のwebサービス
「**オンライン登記情報検索サービス**」で
同一商号をチェックして下さい。

※月曜日から金曜日の8時30分から21時まで。
（国民の祝日・休日、
12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

C H E C K !!



9

2、登記の前に決めること

②本店所在地

本店所在地は一般に本社の住所といわれます。
本店所在地で法務局の場所が決まります。

**（注）法人登記ができない賃貸物件あるので
契約書を確認しましょう。**

（例）実家のある故郷に本店を置く場合
法務局が遠くなりますが
今は郵便やネットで各種手続きができます。



10

2、登記の前に決めること

③発起人

発起人は会社を設立するときに以下の役割を果たします。

- ・会社に出資をする。
- ・会社の重要事項を決定する。
- ・定款の作成・認証など会社設立手続きを行う。

つまり
会社を設立しよう
としている人の
ことです。

11

2、登記の前に決めること

④取締役や社員

取締役：株式会社で、業務執行に関する意思決定を行う人です。

代表取締役は、取締役の代表です。

必ずしも出資者である必要はありません。

社員：合同会社で、出資者のことです。

代表社員は、社員の代表として業務執行に関する意思決定を行う人です。

良くある質問

「社長とは違うのですか？」

法律上「社長」という言葉はありません。

社長というのは、全従業員の代表者の一般名称です。

※代表取締役社長という登記名は使用できます。

12

2、登記の前に決めること

④取締役や社員

取締役：株式会社で、業務執行に関する意思決定を行う人です。

代表取締役

1、取締役や社員は1名から設立できます。

2、代表取締役や代表社員は2名以上でもOKです。

法律上、

社長というのは、主に代表取締役社長を指します。

※代表取締役社長という登記名は使用できます。

13

2、登記の前に決めること

⑤事業目的（事業内容）

事業目的（事業内容）

何をビジネスとする会社なのかを明示します。

原則として、事業目的に書かれていない事業を行うことはできません。

事業目的を変えるときは、定款を作り直します。

将来に亘って、行う予定がある事業内容は
全て定款に入れておきましょう！

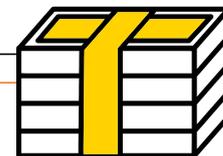
14

2、登記の前に決めること

⑥ 資本金の額

資本金とは

会社設立時の資本金は、出資者が会社に払い込んだ金額で設定
会社をスタートさせる時の元手のことです。



良くある質問

「資本金はいくらだったらいいの？」

資本金は1円から設立できます。

但し、あまり少ない金額だと「信用」が得られません。

50万円～300万円程度で設立することが多いです。

(注) 資本金が1,000万円を超えると、設立費用が高くなったり
消費税の納税が初年度から発生します。

15

2、登記の前に決めること

⑦ 事業年度

事業年度とは

決算を行うために、事業を行う期間のことです。

原則、1年間を事業期間とします。

開始日と終了日を決めます。(例) 4月1日から3月31日まで



良くある質問

「終了日は、何月が良いですか？」

何月でも大丈夫です。

日本の企業は3月31日が多いのは、以下の理由によると言われています。

①行政の年度に合わせている、②税制改正が4月1日～が多い など

16

良くある質問

「最初の年度は1年間無いのですが、どうすれば良いのですか？」

会社設立日～終了日までが初年度の会計期間となります。

※終了日が3月31日の法人を10月1日に設立したら、

初年度は、10月1日～3月31日間の経理内容で確定申告を行います。（納税は5月30日となります）

(例1) 設立日が10月1日、終了日が3月31日の場合 8ヶ月後に納税となります。

初年度スタート					初年度終了								
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
				設立日	→ 終了日							→ 申告・納税	

(例2) 設立日が10月1日、終了日が9月30日の場合 14ヶ月後に納税となります。

初年度スタート													
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
				設立日	→								

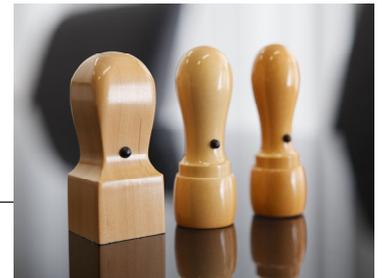
初年度終了													
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月末	4月	5月		
→			終了日	→ 申告・納税									



17

3、印鑑の作成

定款の大枠が決まったら、印鑑を作成しましょう



(1) **必ず必要**な実印

法務局に登録をします。

・代表印または丸印とも呼ばれています。

(2) **あれば便利**な銀行印と角印

・銀行の口座に使用する「銀行印」

※実印と兼用する会社もあります。

・組織の認印となる「角印」

※領収書や請求書に使います。

18

4、定款の作成と認証

定款（ていかん）とは会社の基本情報や規則などが記載された「**会社のルールブック**」です。

（1）必ず記載すべき内容（絶対的記載事項）

- ①商号、②事業目的、③本店所在地
- ④設立に際して出資される財産の価額
又はその最低額
⇒会社設立後の資本金に相当するもの
- ⑤発起人の氏名または名称および住所
- ⑥発行可能株式総数
→ 絶対的記載事項に準ずる

19

（2）決めた場合は記載する内容（相対的記載事項）

特に気をつけたいのは・・・

- ①株式譲渡制限に関する規定
勝手に株式を他人に譲り渡してはいけない。
- ②公告の方法（以下の3つから選択）
 - ・官報
 - ・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
 - ・電子※記載しない場合は、官報公告となります。

20

(3) 決めたととしても定款に記載しなくて良い事項
(任意的記載事項)

しかし、決め事として定款に記載する方が
ルールを守りやすい。

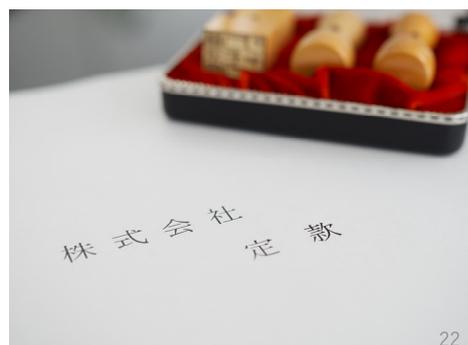
- ① 定時株主 (or社員) 総会の招集時期
- ② 議長 (株主総会等の招集権者)
- ③ 事業年度
- ④ 取締役および監査役の員数
- ⑤ 基準日 など

21

定款のテンプレート ダウンロードは・・・

東京公証人会HPトップページ

→ **会社等定款記載例**



22

定款の認証

合同会社は
定款認証が不要！

定款（ていかん）の認証は、「公証役場」で行います。
会社の本店所在地を管轄する法務局に所属する
公証役場です。

※練馬区の場合：練馬公証役場 練馬区豊玉北5-17-12
電話：03-3991-4871

定款の形態（以下の2種から、どちらかを選択）

- ①紙ベース
- ②PDFの電子定款
 - 電子定款は定款に貼る印紙代、4万円が不要
 - 自分で電子定款認証を行うときは
カードリーダーの購入費が5千円程度かかる

23

5、資本金の払い込み

- ①資本金と同額を自分名義の口座に自分名義で振込む
- ②通帳の「表紙」「1ページ目」
「振込をしたページ」のコピーを取る
- ③払込証明書を作成し、②のコピーと一緒に綴る
- ④③の書類の継ぎ目に会社代表印を押印する
- ⑤法務局に登記書類として提出



登記完了後に行うこと

- ①法人登記の完了後、法人名義の口座を開設
- ②資本金と同じ金額を、個人名義から法人名義へと移行

24

登記申請は本店所管の法務局へ！

注意！

- ① 登記申請書提出日 = 会社設立日
- ② 登記申請は「資本金払込後2週間以内」に行く
- ③ 会社設立の登記申請は代表取締役（社員）が行う
- ④ 設立申請時に登録免許税の「印紙」が必要
株式会社：15万円　合同会社：6万円

- 申請方法
- ① 直接、持ち込み
 - ② 郵送
 - ③ オンライン
 - ④ QRコード付き書面申請

法務局のHP
「法人登記の申請書様式」の
ページをチェック

27

書類に不備が無ければ

1週間程度で登記完了！

登記が終了したら・・・

- ① 登記簿謄本を取りましょう！（法務局）
- ② 印鑑カードを作成しましょう！（法務局）
- ③ 法人設立届出書などの書類を出しましょう！（税務署）

28

復習：法人登記の手順

- 1、登記とは？ → 会社の概要を登録して、一般に公表すること
- 2、登記の前に決めること → 定款内容（会社のルール）を決める
- 3、印鑑の作成 → 商号が決まったら実印を作る
- 4、定款の作成と認証 → 定款を作成、認証を受ける
※合同会社は認証が不要
- 5、資本金の払い込み → 個人の口座に資本金を振り込む
- 6、登記に必要な書類の作成と登記申請
→ 法務局に各種書類を提出する

29

設立で困ったら・・・

- 1、相談できる場所
- 2、使えるサイト

30

1、相談できる場所

- ① **法務局 登記手続き案内** ※相談無料、要予約 電話：03-5318-0261
・まずは登記書類を作成してから相談をして下さい。
- ② **東京開業ワンストップセンター** ※相談無料、要予約 電話：03-3582-4934（赤坂）
（赤坂、丸の内、渋谷）
・電子定款認証サービスもあります。
- ③ **練馬ビジネスサポートセンター** ※相談無料、要予約 電話：03-6757-2020
・設立に関する基本的な知識についてご案内します。
・定款や登記書類の内容について、細かいチェックはできません。
- ④ **専門家（・司法書士・行政書士）**
※インターネットなどで、個別に検索して下さい。
※有料の相談となります。

31

2、使える！サイト

- ① **法務局**
・商業 法人登記申請手続 ・法人登記の申請書様式
- ② **東京公証人会HP**
・会社等定款記載例
- ③ **J-Net21**
・開業手続き
- ④ **freee 会社設立**



32